

組織名 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部

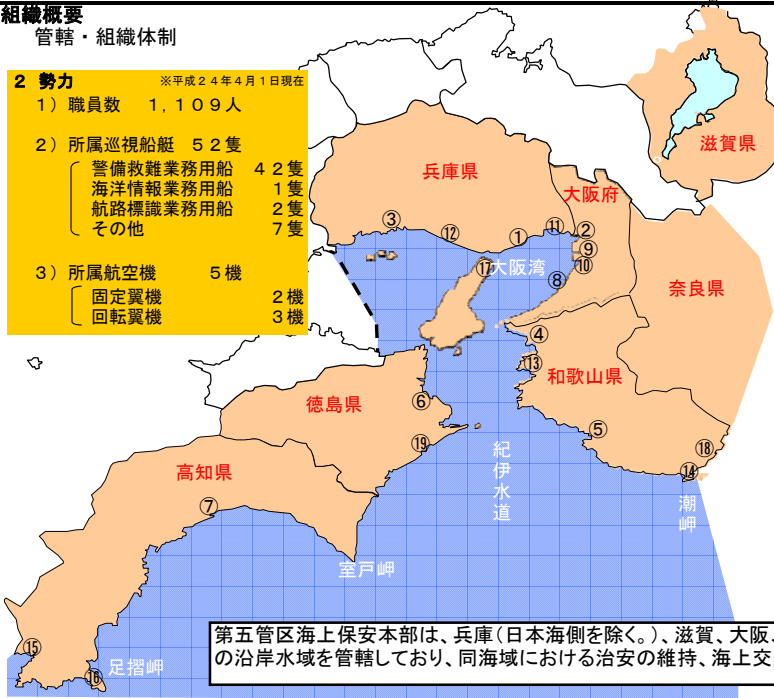
組織情報

所在地 (代表組織)	〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
サイトアドレス	http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/
連絡先	電話 078-391-6551
	FAX 078-391-6870

組織概要

管轄・組織体制

- 2 勢力** ※平成24年4月1日現在
- 職員数 1,109人
 - 所属巡視船艇 52隻
 - 警備救難業務用船 42隻
 - 海洋情報業務用船 1隻
 - 航路標識業務用船 2隻
 - その他 7隻
 - 所属航空機 5機
 - 固定翼機 2機
 - 回転翼機 3機



番号	各事務所
①	第五管区海上保安本部／神戸海上保安部
②	大阪海上保安監部
③	姫路海上保安部
④	和歌山海上保安部
⑤	田辺海上保安部
⑥	徳島海上保安部
⑦	高知海上保安部
⑧	関西空港海上保安航空基地
⑨	堺海上保安署
⑩	岸和田海上保安署
⑪	西宮海上保安署
⑫	加古川海上保安署
⑬	海南海上保安署
⑭	串本海上保安署
⑮	宿毛海上保安署
⑯	土佐清水海上保安署
⑰	大阪湾海上交通センター
⑱	下里水路観測所
⑲	徳島海上保安部美波分室

第五管区海上保安本部は、兵庫（日本海側を除く。）、滋賀、大阪、奈良、和歌山、徳島及び高知各府県の区域並びにその沿岸水域を管轄しており、同海域における治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助等を実施しています。

第五管区海上保安本部の所掌事務・担当業務

- 総務部**
本部各部・事務所の事務に関する総合的な調整、広報・地域連携、公文書の接受・発送及び保存、職員の人事・給与・研修・福利厚生・健康安全管理、情報システムの適切な保守・整備・管理、情報セキュリティ対策の強化、機動情報業務の的確な実施、海上保安業務への支援業務
- 経理補給部**
歳出予算の要求・使用計画及び実行経理、債権の管理、歳入及び歳出の決算、売買・賃借・請負その他の契約の締結、施設の整備及び利用に関する計画の調整、国有財産の管理及び処分、物品の管理
- 船舶技術部**
巡視船艇等の整備・修理及び維持についての計画及び調整、巡視船艇等の整備・修理及び維持に要する費用の調査、航空機の整備についての計画及び調整
- 警備救難部**
法令の海上における励行、海難の際の人命・積荷・船舶の救助、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁に属する事務、沿岸水域での巡視警戒、海上における暴動・騒乱の鎮圧、海上における犯人の捜査・逮捕に関すること、巡視船艇・航空機の運用
- 海洋情報部**
海の測量（水路測量）の実施にかかる許可及び公示、海洋情報の収集提供・沿岸環境保全情報の整備、海の相談業務、海図の最新維持及び船舶交通の安全のために必要な事項に関する水路情報・航行警報業務、水深・海岸線など航海者に必要な情報収集のための水路測量の実施及び港湾管理者等が実施した水路測量結果を活用しての海図最新維持、船舶通行量の多い海峡や港湾等における潮汐・海流・潮流など航海に必要な情報の収集・提供を実施
- 交通部**
海上交通業務に関する基本的事項の企画及び立案、船舶交通の安全のために必要な事項の通報、灯台その他の航路標識の付属の設備による気象の観測及びその通報、船舶交通に対する障害除去、海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障害の除去又は海域にある爆発物等の引揚げ若しくは解撤を行う者の監督、港則に関すること、航路標識及びその付属施設の保守・運用・調査及び整備、海上保安庁以外の者で航路標識の建設・保守又は運用を行うものの監督

組織名 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部における東海・東南海・南海地震への主な対応

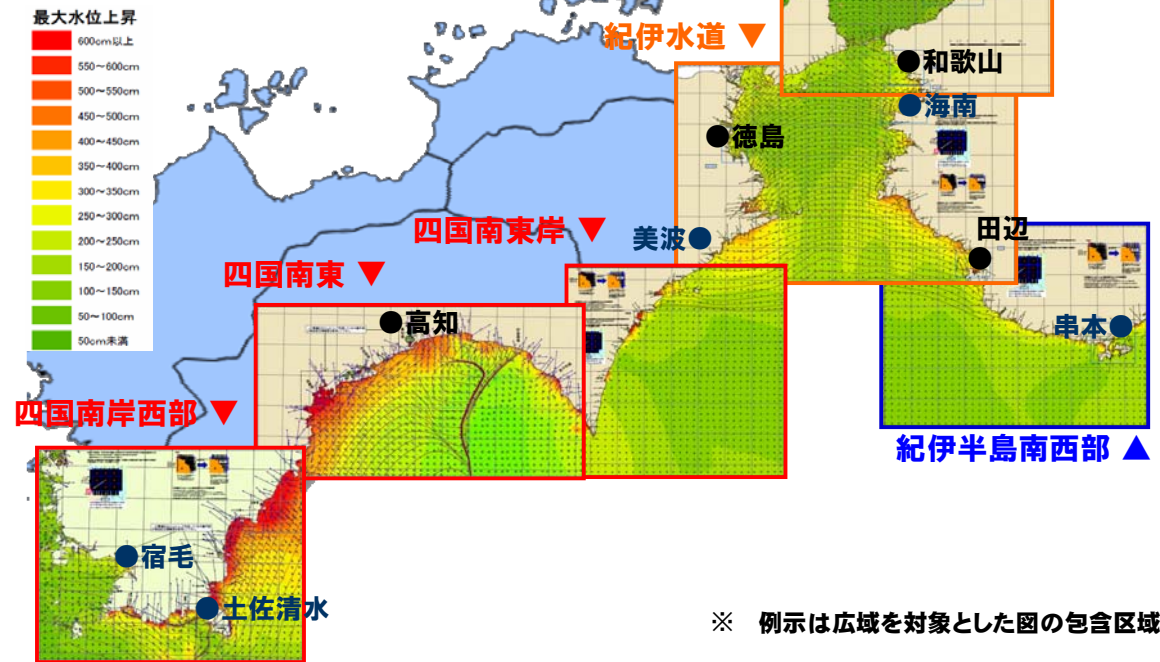
東南海・南海地震等が発生した時には、当管区の巡視船艇・航空機のみならず、本庁及び他管区海上保安本部から派遣される勢力を活用して、海上部及び陸上部の孤立者の救助、行方不明者の捜索、緊急輸送路の確保、被災港湾の測量、航路標識の復旧、漂流船舶の曳航救助、航路障害物の除去、被災者支援等の震災対応業務を実施

- 1) 津波による大量漂流者の救助、沿岸孤立住民の救出、救援
 - ① 漂流者は、大量かつ広範囲に発生し、迅速な救助が必要
海・空からの救出・救援体制の確立
 - ② 地震・津波による陸上交通網の寸断により、広範囲の地域に孤立住民が発生
地方自治体、関西広域連合等関係機関と連携した救助・救急体制の確立
 - ③ 海上保安庁船艇・航空機と関係機関との連絡体制の確保
 - a. 関係機関と連携した迅速な救出・救助活動等には、相互の連絡手段が不可欠
→ 防災相互通信用無線（158.35MHz）の活用
 - b. 海上保安庁ヘリテレ映像を利用した災害映像情報の共有
- 2) 海上防災対応能力強化のための地域連携プロジェクトの推進
自治体等防災関係者に対し連携訓練を通じた海上保安防災能力の一層の浸透化を推進するため、地域連携プロジェクトとして以下の取り組みを実施
 - ① 関西空港海上保安航空基地所属ヘリの場外離着陸場慣熟訓練
 - a. 自治体が指定する「広域防災拠点」等の場外離着陸場への離着陸慣熟訓練を実施
 - b. 訓練を通じ、自治体関係者等へ震災時の当庁の役割やヘリコプターの機動性・有効性を説明するとともに、発生時に離着陸可能な場外離着陸場等や受入体制を確認
 - ② 防災ヘリ、県警ヘリ等関係機関保有ヘリのヘリ甲板を有する巡視船への離着船訓練
 - a. 定期的な慣熟訓練により他機関ヘリとの連携を推進
 - b. 訓練時に意見交換を行い、広域医療搬送における当庁の役割や防災相互通信用の説明を実施
- 3) 主要港における船舶津波対策の推進
 - ① 津波発生時における、船舶への避難勧告等の迅速な伝達
減災への取組みの一つとして、平成24年12月1日から津波避難勧告の周知方法を別紙のとおり多重化・迅速化
 - ② 各港で設置されている船舶津波対策協議会等において、港内での基本的な津波対処方法、避難順序等の港内における津波対策を協議し、港内の防災対策を推進
- 4) 港湾、沿岸域における津波シュミレーション
東南海・南海地震を想定した津波シミュレーションに基づき作成した「津波防災情報図」を南海トラフ巨大地震の想定で更新予定

管内 津波防災情報図

地震想定は東南海・南海地震

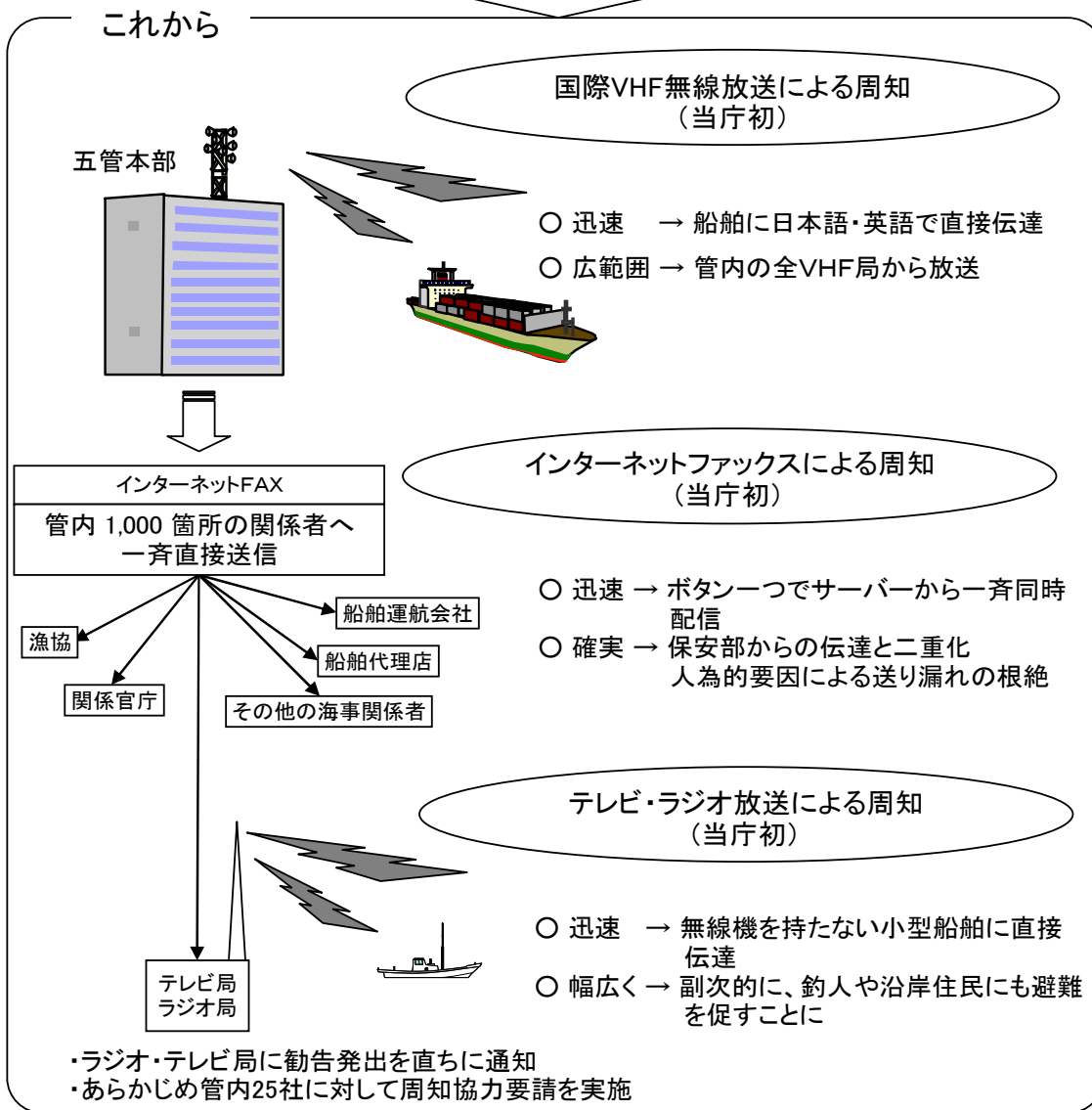
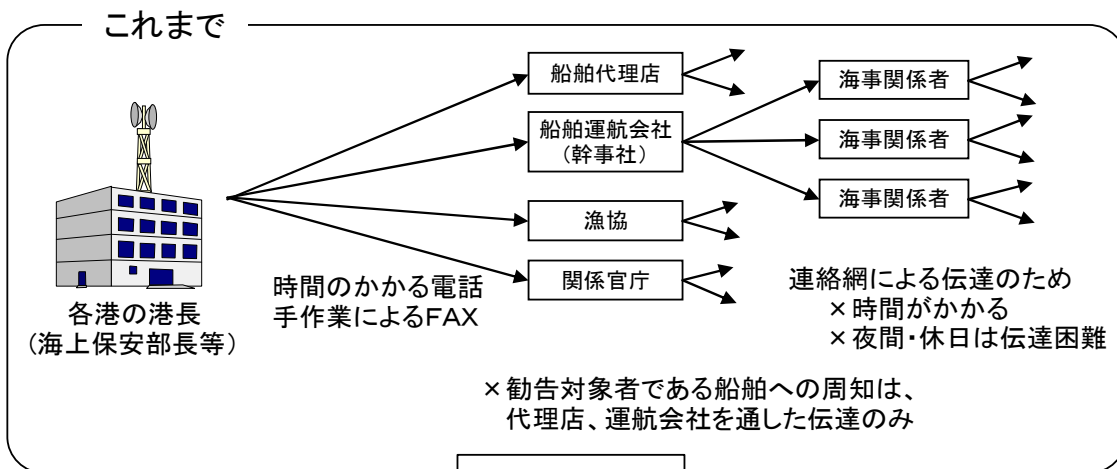
津波の影響を把握するための情報図、広域（湾・水道）と詳細（港）の図を作成
船舶における防災・減災対策の基礎資料として活用できるよう、津波高さや
到達時間だけではなく、係留・錨泊・操船に不可欠な津波流速の情報も掲載



※ 例示は広域を対象とした図の包含区域

別紙

津波避難勧告の一斉周知



※津波避難勧告は以下の方法でもお知らせしています

- ・沿岸域情報提供システム(MICS)によるインターネットホームページ上での周知
- ・緊急情報配信サービス(電子メール)による登録者への情報伝達